

答申第 2 号  
平成 19 年 12 月 14 日

北広島市長  
上野正三様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 中村睦



個人情報の外部提供に係る答申について

平成 19 年 11 月 21 日付け北広福祉第 1241 号にて諮問のあった下記の個人情報の外部提供について、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定による審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報取扱事務の名称 民生委員児童委員に対する個人情報の提供について
- 2 諮問事項の具体的な内容 個人情報を実施機関以外のもの（民生委員児童委員）に対し提供することについて
- 3 理由 地域福祉の中心的な担い手である民生委員児童委員がその職務を行う上で、プライバシー意識の高まりから情報収集に困難をきたしている。高齢化が進む中、地域における支援体制に民生委員児童委員の協力が欠かせないことから、活動の基礎資料となる情報の提供を行う。

(諮問 第2号)

## 答 申

実施機関である北広島市長が、民生委員法第5条の規定により厚生労働大臣から委嘱された民生委員児童委員に、それぞれの担当する区域内に居住する65歳以上の氏名、住所、生年月日、性別の情報を提供することは、妥当なものと判断する。

ただし、民生委員児童委員は課せられた義務を順守し、個人情報の適切な取扱いに配慮されたい。

### 【審査会の結論】

実施機関が民生委員児童委員に、それぞれ担当する区域内の65歳以上の個人情報（氏名、住所、生年月日、性別）を提供することは、高齢化が進展する社会の中で、地域における高齢者の支援体制に民生委員児童委員の協力が欠かせないことから、対象者の情報提供は必要なものと考えられる。

民生委員の職務は、民生委員法(昭和23年7月29日法律第198号)(以下「法」という。)第14条に定められているが、各担当地域の実情を掌握し、地域住民に対して適切に相談・援助を行うなど社会的に重要な役割を担っている。しかし、近年プライバシー意識の高まりから地域住民に意識変化が生じており、その活動に制約を受ける影響が顕在化している。

実施機関と民生委員児童委員は、共に地域福祉を進めていく上で、必要な協力関係を構築することは重要であり、実施機関はその活動を支援していく必要がある。

### 【審議の内容】

実施機関は、平成15年7月4日付、北広島市個人情報保護審査会答申第1号「実施機関が行う個人情報の取扱いについて」で定めた、北広島市個人情報保護条例第8条第1項第6号の目的外利用等ができる場合の類型により、これまで民生委員児童委員には、市が行う高齢者生活実態調査事務を通じ、調査事務に必要な65歳以上の新規到達者や転入者等の異動情報を提供してきた。

近年の、個人情報保護法やプライバシー意識の高まりから、民生委員児童委員の情報収集活動に支障をきたしており、担当区域内の65歳以上の氏名、住所、生年月日、性別の個人情報を、民生委員児童委員の活動に必要な基礎情報として提供するという内容である。

民生委員児童委員は、都道府県の特別職の地方公務員とされており、その活動内容には守秘義務が課せられているとともに地域福祉を推進していく上で重要な役割を担うものであり、既に個人情報の取扱いに関し、必要な取組が行われていること、「個人情報取扱基準」や研修の実施など、実施機関はよりその取扱いの徹底を図る措置を講じ、情報提供するというものである。

#### 【審査会の判断理由】

##### 1 基本的な考え方

市の保有する個人情報は、収集の制限、適正管理、利用・提供の制限などを設け適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することにより、公正な市政の実現を図るものである。

実施機関は、民生委員児童委員の職務の公益性という観点から、実施機関以外の者にその必要とする個人情報を提供するにあたり、北広島市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定により本審査会の意見を聴くというものである。このため、その必要性及び安全性など、その該当性について審査した。

##### 2 具体的な判断及び理由

###### (必要性)

民生委員児童委員の職務は、支援を必要とする市民の相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされている。近年、特に高齢化が進み、高齢者の生活支援業務の重要性が高まっていることから、実施機関が民生委員児童委員へ必要とする個人情報を提供することに、公益上の問題は生じないものと考えられる。

また、国や北海道から民生委員児童委員への活動支援が市に求められていることや、活動に必要な情報の提供を要請されていることから、民生委員児童委員への個人情報の提供は、必要なものと判断する。

###### (安全性)

実施機関が提供する個人情報の取扱いについて、本条例第10条で必要があるときは提供先に必要な使用の制限又は適切な取扱いの措置を求めることができる旨の規定がある。しかし、民生委員児童委員が組織する全国民生委員児童委員連合会や北海道民生委員児童委員連盟、北広島市民生委員児童委員連絡協議会などにおいて個人情報の収集や管理に係る取組が進んでいること、また個人情報に関する研修や、「個人情報取扱基準」を定めるなど、必要な措置が講じられているものと判断できる。また、民生委員児童委員は法で守秘義務が課せられていることから、その安全性が確保されるものと考えられる。